

# 傍聴人の後押しで、勇気と力が!今西税金裁判第3回公判に 前回は上回る80名の参加で真実を厳しく追及!!

今西さんの税金裁判とは..2001年7月、2人の東山税務署員が山科区在住の今西和政さん(56才 土木建築業)宅に突然訪れ、調査理由を開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3000万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて2004年2月5日京都地方裁判所に提訴しています。

七月十六日(金)午前10時から京都地裁第一〇一号法廷で今西税金裁判の第三回目の公判がおこなわれ、前回は上回る八〇余名が参加しました。公判では、東山税務署側は相変わらず文書による主張のみで、傍聴人に税務署の主張を語るうとしませんでした。今西さんの側からは岩佐弁護士、大河原弁護士が前回提出された税務署側の書面に対する反論を主張しました。終了後、弁護士会館でおこなった報告会では大河原弁護士から「私の今回の主張の主旨は、前回税務署側から提出された税務調査にあたっての状況の説明への反論で、実際には『なかったこと』が『あった』と堂々と書いてある。この書類に反論しないと、今西さんが一方的に悪者になってしまいます。そう思って今回の反論となりました。」との報告がありました。京商連の伊藤会長や、税金裁判を闘った伏見民商の藤本さんから「長い裁判の中、公正な裁判が

## 次回第4回公判は 9月 8 日(水)

午前10時00分~

京都地裁101号法廷です

消費税の2重取りを許さず  
税制・税務行政をたが京都山科の会

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 5 9 2 - 5 8 5 8 / FAX 5 0 2 - 3 2 4 6

2004年8月4日発行



公判終了後、弁護士会館でおこなわれた報告会に集まった参加者からは一つ一つ明らかになる事実新たな怒りが起こっていました。

おこなわれるために、たくさんの署名を集めて、裁判長の言動や行動を直視して傍聴人をたくさん増やしていくことが、裁判を闘う本当の力になります。みなさん支援の輪を広げましょう」と裁判闘争の力強い経験が語られました。

最後に青木代表世話人から、公正な裁判を求める署名を全国の六〇〇余りの民商に発送したところ、続々と支援の署名・激励・カンパが届けられていますとの報告・お礼が